

## 設備保守点検業務委託仕様書【案】

福島県（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して、次のとおり業務の実施を委託する。

### 1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 設備保守点検業務委託
- (2) 業務場所 福島県双葉郡楡葉町大字井出字上ノ岡 33 番地
- (3) 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務目的  
福島県立ふたば支援学校校舎において、高い水準の快適な環境を維持するため、関係法令及び以下に定める事項により各種設備の保守点検業務を行う。

### 2 校舎概要

- (1) 延べ床面積 8,404.20 平方メートル
- (2) 主な設備  
水治訓練室 1 室、空冷式パッケージエアコン 104 台、空冷ヒートポンプ式外気処理空調機 2 台、全熱交換器 54 台。
- (3) 飲料水  
水道水を受水槽方式で供給。受水槽有効水量 6.75 立方メートル、貯湯槽 3 立方メートル 2 基
- (4) 排水設備  
下水道にて処理。

### 3 業務内容

- (1) 水治訓練室水質検査。
- (2) 給排水衛生設備保守管理。
- (3) 換気設備保守点検。
- (4) 空調設備等保守管理。
- (5) その他必要と認められる業務。

### 4 業務の実施

- (1) 水治訓練室水質検査として、使用する 3 箇月間の内、1 箇月に 1 回の頻度で行うとともに、その内 1 回はトリハロメタンに係る検査を併せて行う。
- (2) 給排水衛生設備保守管理として、6 箇月に 1 回の頻度で、グリストラップ、プラスチックトラップに係る内部清掃、点検、廃棄物処理の他、給水ポンプユニットやヒートポンプ給湯器、貯湯槽、密閉式膨張タンクの内部清掃と点検を行うとともに、年間 1 回の頻度で、受水槽、耐震性貯水槽の内部清掃と点検を行う。なお、グリストラップ、プラスチックトラップの点検時に廃棄物処理を、受水槽の点検時に水質検査を併せて行う。
- (3) 換気設備保守点検として、6 箇月に 1 回の頻度で、全熱交換器、SUS フードグリスフィルターの保守点検を行う。
- (4) 空調設備等保守管理として、6 箇月に 1 回の頻度で、空冷式パッケージエアコン、空冷ヒートポンプ式外気処理空調機の保守点検を行う。

(5) 上記の他、当該業務上必要な業務を行う。

#### 5 業務実施上の注意点

- (1) 作業実施に当たっては、十分安全に配慮すること。
- (2) 乙の業務従事者は業務に専念し、作業時は名札を着用し、必要以外の場所には立ち入らないこと。
- (3) 業務実施に当たって、乙が建造物、工作物等に損害を与え、修繕等を要する場合は、原状回復に要する経費を乙の負担とすること。
- (4) 作業終了時、乙は管理報告書を作成し、甲に提出し、承諾を受けること。
- (5) 業務実施に必要な資機材は乙の負担とすること。